

## 議案第17号

### 令和3年度船橋市一般会計補正予算

令和3年度船橋市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,442,711千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ229,673,418千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年11月25日提出

船橋市長 松戸 徹





議案第18号

特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年11月25日提出

船橋市長 松 戸 徹

特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員の給与等に関する条例（昭和31年船橋市条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在(退職し、又は死亡した市長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において市長等が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額を加算した額を期末手当基礎額として、 <u>100分の207.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)	(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在(退職し、又は死亡した市長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において市長等が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額を加算した額を期末手当基礎額として、 <u>100分の222.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)

第2条 特別職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在(退職し、又は死亡した市長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において市長	(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在(退職し、又は死亡した市長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において市長

等が受けるべき給料及び地域手当の月額  
の合計額に、当該合計額に100分の20を乗  
じて得た額を加算した額を期末手当基礎  
額として、100分の215を乗じて得た額に、  
基準日以前6箇月以内の期間におけるそ  
の者の在職期間の次の各号に掲げる区分  
に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得  
た額とする。  
(1)～(4) (略)

等が受けるべき給料及び地域手当の月額  
の合計額に、当該合計額に100分の20を乗  
じて得た額を加算した額を期末手当基礎  
額として、100分の207.5を乗じて得た額  
に、基準日以前6箇月以内の期間における  
その者の在職期間の次の各号に掲げる区  
分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて  
得た額とする。  
(1)～(4) (略)

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から  
施行する。

#### 理 由

一般職の職員の給与改定にならい、市長等の特別職の職員の期末手当の額の改定を行う  
必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第19号

一般職の職員の給与に関する条例及び会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年11月25日提出

船橋市長 松 戸 徹

一般職の職員の給与に関する条例及び会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和27年船橋市条例第21号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第28条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の112.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)~(4) (略) 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の112.5</u> 」とあるのは、「 <u>100分の62.5</u> 」とする。 4~6 (略)	(期末手当) 第28条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)~(4) (略) 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは、「 <u>100分の72.5</u> 」とする。 4~6 (略)

第2条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第28条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100</u>	(期末手当) 第28条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100</u>

<p>分の120を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは、「<u>100分の67.5</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>分の112.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは、「<u>100分の62.5</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>
---	---

(会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年船橋市条例第13号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1～3 (略)</p> <p>(<u>期末手当の特例</u>)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 <u>令和3年12月の期末手当の額に限り、第11条第1項の規定によりその例によることとされる一般職の職員の給与に関する条例第28条第2項の規定の適用については、同項中「100分の112.5」とあるのは、「100分の127.5」とする。</u></p>	<p>附 則</p> <p>1～3 (略)</p> <p>(<u>期末手当の特例</u>)</p> <p>4 (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

理 由

官民較差の是正並びに国、県及び近隣市等との均衡を図るため、国家公務員に対する人事院勧告等にならい、一般職の職員の給与について改定を行う等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。